

宅内マンホールポンプ施設 設置確認書

宅内マンホールポンプ施設設置については、設置可能な条件となる次の事項について内容を確認しました。

- 1 宅内マンホールポンプ施設によらなければ汚水を排除することができない建築物等が現に存在し、又は具体的な建築計画があること。
ただし、地下構造物からの汚水排除でないこと。
- 2 宅内マンホールポンプ施設の設置工事が実施可能であること。
 - (1) 宅内マンホールポンプが入るタンクの大きさは、概ね直径1.0m、深さ1.5mの円柱形状であるため、設置のためには概ね2.0m×2.0mの空地があり、設置場所までタンクの運搬が可能であること。
 - (2) 宅内マンホールポンプを作動させるための、電気設備の設置が可能であること。
 - (3) 建築物内部もしくは敷地内へ異常時の通報装置（警報装置）の設置が可能であること。
- 3 宅内マンホールポンプ施設に必要な制御盤の一次（宅内）側電源の工事は、使用者で実施すること。
- 4 宅内マンホールポンプ施設運転に要する電気料金は、使用者が負担すること。
- 5 他人の土地に宅内マンホールポンプ施設（タンク、圧送管及び電気設備等）を設置しなければならないときは、当該土地所有者の承諾を得ていること。
- 6 宅内マンホールポンプ施設の設置場所は、公道に近接させること。
- 7 宅内マンホールポンプ施設の土地の使用に係る費用は無償とすること。
- 8 宅内マンホールポンプ施設の設置工事が完了した後、直ちに公共下水道へ接続するための排水設備工事を実施すること。
- 9 宅内マンホールポンプ施設の申請者もしくは使用者は、日常の運転確認を行い、異常等を発見した場合は直ちに福山市上下水道局へ連絡すること。
- 10 宅内マンホールポンプ施設の設置後の改築や撤去等は、福山市上下水道事業管理者の許可を得て実施し、これに要する費用は当事者が負担すること。
- 11 宅内マンホールポンプ施設の設置時及び設置後に、利害関係者間において紛争が生じた場合には当事者の責任において解決すること。

申請者

住所 _____

名前 _____ (印)